

様式第1号（第5条関係）

令和 3 年 4 月 1 日

笠岡市長 殿



所 在 地	笠岡市走出4053-5
協 議 会 名	北川まちづくり協議会
協 議 会 長 名	会長 三 宅 勝 二

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,000,000 円

【添付書類】

- （1）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- （2）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- （3）事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- （4）まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- （5）その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 北川まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	正副会長会	4月17日	
	理事会	4月26日	
	総会	5月書面にて	
活動費の 活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	広報誌発行	地区民に活動を知らせる。 地区のみんながまちづくりの活動を知る。	北川まちづくりだよりを発行し全戸に配布し、まちづくりの活動をお知らせする。
	北川地区見守り隊	子どもたちの安心安全を確保する。 地域みんなが子どもたちを見守ることで子どもたちが安全に過ごすことができる。	見守り隊を結成し、子どもたちの登下校や地域での見守りを実施する。
	「まちづくり北川号」運行	病院や買い物に行くのが困難な高齢者が過ごしやすい町にする。 「まちづくり北川号」を運行することにより、高齢者が住みやすいまちにすることができる。	病院や買い物に行くのが困難な高齢者のために「まちづくり北川号」を運行する。利用する前の週の金曜日に予約して利用してもらう。
	防災・防犯・福祉に関する活動	防災・防犯・福祉の資料作り等に協力し、活動がスムーズにできるように応援する。 資料の準備等をスムーズに行うことができる。	会議の資料等の準備や会議の開催について協力し、活動がスムーズにできるようにする。
	地域計画策定	地域住民皆で地域の現状や課題を共有し、地域の将来像である「地域計画」を策定する。 策定する過程で、多くの住民が地域のまちづくりに関わるができる。また、取り組みを実行する際に地域全体で協力するきっかけとなる。	地域計画策定についての出前講座を実施し、策定方法などの検討をする。
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
		【効果】	

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 北川まちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,000,000	
その他収入	0	
計	1,000,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	432,120	会長8200円×12（98400円）事務員27810円×12（333720円）
賃借料		
光熱水費		
運営費	423,221	
消耗品費	0	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	2,500	〃
印刷製本費	135,905	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	73,560	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	111,456	〃
備品購入費	99,800	〃
	0	〃
活動費	144,659	
広報誌発行	35,200	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
北川地区見守り隊	13,896	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
「まちづくり北川号」運行	75,000	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
防災・防犯・福祉に関する活動	18,563	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
地域計画策定	2,000	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,000,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運営費積算

423, 221

四

消耗品費

[illegible]

食糧費

内 容	金 額	積 算
理事会お茶	2,500	100円×25
計	2,500	／

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
資料作り	135,905	トナー代17,600×7 (123,200円) 用紙代12,705円
計	135,905	／

修繕料

[illegible]

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
電話代等	66,000	5,500円×12ヶ月 (66,000円)
ハガキ代	7,560	63円×60人×2回
計	73,560	/

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
コピー機代金支払い	111,456	コピー機9,288円×12ヶ月 (111,456円)
計	111,456	/

備品購入費

内 容	金 額	積 算
パソコン購入	99,800	パソコン代金 (見積書のとおり)
計	99,800	/

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

広報誌発行

四

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

内 容	金 額	積 算
印刷用トナー代	35,200	17,600×2 /
計	35,200	/

北川地区見守り隊

13,896

月

[illegible]

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
連絡用切手代	12,600	切手 84円×160
計	12,600	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

「まちづくり北川号」運行

75,000

月

内 容	金 額	積 算
運転手日当	60,000	月5,000円×12
計	60,000	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
燃料代	15,000	ガソリン代5,000×3（R2実績並）
計	15,000	

活動名

防災・防犯・福祉に関する活動

事業費計

18,563

四

報償費

[illegible]

旅費

内 容	金 額	積 算
計	0	

需用費

[illegible]

事業費計

馬

馬

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible][illegible]

北川まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、笠岡市自治基本条例の考えに基づき、地域の住民が地域の課題を解決し、自らの考えと行動によって、「安心して暮らせる地域のまちづくり」を推進し、その実現を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、北川まちづくり協議会と称する。

(地 域)

第3条 本会の地域は、北川小学校の学区を原則とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、笠岡市走出4053-5に置く。

(事 業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域に居住する人の生きがいづくり
- (2) 地域住民のコミュニティづくり
- (3) 地域課題に対する総合的解決
- (4) その他本会の目的に必要な事業

第6条 本会は、前条の事業を実施するため、次の3部会を設立する。また、各部会には、部長1名、副部長2名を置くものとする。部長、副部長は部会員の互選とし、部長は理事となる。

- (1) 子育て、若者部会
- (2) 中高年者部会
- (3) 地域整備、地域産業部会

第2章 構成員

(構成員)

第7条 本会の構成員は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域に居住する住民
- (2) 地域で活動する各種団体
- (3) 地域に所在する事業所

第3章 委 員

(委 員)

第8条 本会の構成員より、北川まちづくり委員を選出する。

- (1) 地区別に地区住民が選出した住民委員
- (2) 各種団体の代表者を原則とした団体委員
- (3) その他本会が承認する者

第4章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事 21名（住民理事16名、団体理事2名、部長3名）
- (4) 監事 3名
- (5) 顧問 若干名

(役員の選出等)

第10条 理事は委員の中から互選する。

2 会長（1名）及び副会長（2名）は、理事の中から互選する。

3 監事は、顧問及び理事以外の委員から選出する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、1期2年とするが再任を妨げない。ただし、会長職の再任については、最大3期までを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補充のため、又は、増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了時においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の職務)

第12条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって職務を代理する。

3 理事は、理事会に出席し、本会の運営について協議する。

4 監事は、本会の会計監査を行う。

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合は、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第5章 事務局

第14条 本会の会計及び日常業務を処理するため事務局職員を置くことができる。

2 事務局職員の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。

第6章 会 議

第15条 会議は会長が招集する。

(総 会)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第17条 総会は、役員及び委員をもって構成する。

第18条 通常総会は、毎年決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会の同意を得て会長が必要と認めたとき。
- (2) 委員の3分の2以上から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の要請があったとき。

第19条 総会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することはできない。
なお、特別の事情があるときは、書面をもって意見を求め、総会に代えることができる。

第20条 総会の議長は、その総会において出席した者の中から選出する。

第21条 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 役員の選任又は解任
- (2) 本会の事業報告及び事業計画
- (3) 本会の決算報告及び予算
- (4) その他、規約の変更などの重要事項に関すること。

第22条 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

(理事会)

第24条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、本会の運営等について協議及び議決する。必要に応じて、監事及び顧問の出席、意見を求めることができる。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部 会)

第25条 部長は、総会、理事会で議決された事項を実施するため及び部の活動協議など必要に応じて部会を開催する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、部長があ

らかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 会議は部長が招集し、議長となる。

第7章 会 計

(会 計)

第26条 本会の運営等に関する経費は、委託料、補助金、寄附金及びその他収入とする。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 その他

(規約の変更)

第28条 この規約は、総会において委員の3分の2以上の賛成を得なければ変更することができない。

(その他)

第29条 この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

附則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成27年5月28日から第4条を改定施行する。
- 3 令和2年6月25日から第19条を改定施行する。